

設計担当課名	政策局広報戦略・プロモーション課
--------	------------------

令和6年度横浜市Facebook  
「Find Your Yokohama」  
保守・広告運営管理委託

(金額入り／金額抜き)

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			政策局広報戦略・プロモーション課 <small>たんとうしや もりや なんぼ</small> 担当者 守屋 難波 電 話 671-3680

## 設 計 書

1 委 託 名 令和6年度横浜市Facebook「Find Your Yokohama」保守・広告運営管理委託

2 履 行 場 所 横浜市Facebook「Find Your Yokohama」  
及び横浜市政策局広報戦略・プロモーション課

3 履行期間  令和6年4月1日から令和7年3月31日  
又は期限  期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要

委託者が通年で運営するFacebookの保守・広告運営管理を行う。

(1) 投稿内容（写真及び文章）の予約投稿対応

(2) 広告運営管理

(3) 広告運営の月次報告（書面及び対面）

(4) 広告運営の年次報告（書面及び対面）





# 仕 様 書

## 1 件名

令和6年度横浜市Facebook「Find Your Yokohama」保守・広告運営管理委託

## 2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

横浜市 Facebook「Find Your Yokohama」及び横浜市政策局広報戦略・プロモーション課

## 4 業務目的

当該Facebookアカウントでは、横浜の魅力を紹介するオリジナルの記事の配信を行っている。この投稿記事の広告配信を行うことにより、横浜の魅力の認知度やブランド力の更なる向上につなげ、新たなファン層の獲得（リーチ数、インプレッション数、フォロワー数等の増加）を目的とする。

※当該Facebookアカウントの基本的考え方や都市ブランドについては、下記参考に記載する。

## 5 委託業務内容

委託者が通年で運営するFacebookページの保守・広告運営管理を行う。

（実施業務）

### （1）投稿内容（写真及び文章）の予約投稿対応

当課から提供する投稿案に基づき、Facebookにて本文、写真及び写真のキャプションを予約投稿する。なお、下表で指定する日の18時に投稿されるよう設定し、予約投稿は原則当日の17時まで完了させること。

【投稿日】		
月	日付	投稿回数
4月	5日、19日	2回
5月	3日、17日、31日	3回
6月	14日、28日	2回
7月	12日、26日	2回
8月	9日、23日	2回
9月	6日、20日	2回
10月	4日、18日	2回
11月	1日、15日、29日	3回
12月	13日、27日	2回
1月	10日、24日	2回
2月	7日、21日	2回
3月	7日、21日	2回
合計		26回

## (2) 広告運営管理

投稿する記事の広告作成及び配信（広告費を含む）を実施する。

ア 広告による記事リーチ数平均 100,000/月を目指す。

イ 3,000人/年のフォロワー増加を目指す。

ウ 広告設定のマーケティング目的はエンゲージメントを原則とし、変更する場合は委託者と協議する。

エ 広告配信期間中、広告が滞りなく配信されるよう進捗を確認し、トラブルがあれば速やかに解消に動くこと。

オ 広告配信期間など効果的な配信方法を提案し、委託者と協議の上で決定すること。

（参考）令和5年度実績

投稿：毎週金曜日18時

広告配信期間：金曜日(18時)～火曜日(18時)までの4日間

カ Meta社による仕様変更など、アカウントの運営に不具合が生じた場合は解消に動き、委託者と密に連絡を取り合うこと。

## (3) 広告運営の月次報告（書面及び対面）

広告運営に関する報告を月次で実施する。納品物（書面）は、対面での報告の前に委託者宛にデータで送付し、対面時に2部納品する。ただし、両者の合意のもと、オンラインでの開催や書面での報告に替えることができるものとする。なお、月次報告の時期は両者で協議し決定する。納品物（書面）には以下の項目を含むこととする。

- ・リーチ数（通算、月、週別、性別、年齢、地域）
- ・フォロワー数（通算、月別、週別、性別、年齢、地域）
- ・投稿記事ごとのリーチ数、エンゲージメント、シェア数、いいね！数
- ・前月との比較、他FBとの比較、Meta社の動向等の分析を踏まえて、次月以降の広告運営方針を提案する。

## (4) 広告運営の年次報告（書面及び対面）

期間満了後、すみやかに広告運営に関する最終報告を実施する。納品物（書面）は、対面での報告の前に委託者宛にデータで送付し、対面時に2部納品する。なお、年次報告の時期は両者で協議し決定する。

納品物（書面）には以下の項目を含むこととする。

- ・リーチ数（通算、月、週別、性別、年齢、地域）
- ・フォロワー数（通算、月別、週別、性別、年齢、地域）

あわせて、他FBとの比較、Meta社の動向等の分析を報告する。

## 6 ターゲット

- 横浜市民・横浜出身者を中心とした首都圏在住の30代後半～50代前半の男女をコアターゲットとする。
- Facebook、Instagramなど複数のSNSアカウントを保有し、日常的な閲覧を行うとともに、月に1～2回程度の頻度で自身も投稿を行う層。
- 旅行やレジャー、文化芸術への関心が高く、先進的なことや流行に対する感度と好奇心を持ち、情報収集に積極的でアクティブに行動する層。

## 7 納入場所

横浜市中区本町6-50-10

政策局広報戦略・プロモーション課

## 8 特記事項

- (1) 「横浜市 Facebook「Find Your Yokohama」運用ポリシー」、その他関連する法令を遵守すること。
- (2) パスワードの管理等、セキュリティについては厳重に行い、アカウントの乗っ取り等事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合には、双方誠意を持って速やかに協議し決定する。  
詳細については、担当者の指示によること。

### 【参考】

- 1 Facebookアカウント <https://www.facebook.com/city.yokohama.promotion>
- 2 当該Facebookアカウントの基本的考え方
  - (1) 横浜の魅力を掘り起した記事を配信することにより、既存フォロワーの横浜への愛着を深め、シビックプライドの醸成を図る。また、新たなファンを増やすことで、横浜の魅力の認知度やブランド力向上につなげる。
  - (2) 記事の配信や寄せられるコメントへの返信にあたり、横浜への好意醸成を促すコメントを付してやり取りを行うことで、横浜ファンのコミュニケーションの場を作る。
- 3 横浜の都市ブランド  
横浜市民や、横浜を訪れるすべての人に、次の5つのことが感じられる都市だということをイメージしてもらえよう、シティプロモーションを展開している。
  - ・新たな価値創造にチャレンジできる
  - ・あらゆる多様性が受け入れられる
  - ・感性を磨く経験ができる
  - ・いつも新しい発見ができる
  - ・ワクワクする昂揚感が得られる

# 横浜市 Facebook「Find Your Yokohama」運用ポリシー

策定日 平成 27 年 8 月 10 日

更新日 令和 4 年 4 月 1 日

## 1 運営

### (1) Facebook ページ URL

<https://www.facebook.com/city.yokohama.promotion>

### (2) 情報発信者

横浜市政策局広報戦略・プロモーション課

### (3) 発信内容

横浜市の都市ブランド向上につながる情報を随時発信します。

### (4) 運用管理責任者

横浜市政策局広報戦略・プロモーション課担当課長

## 2 コメントの管理

### (1) 投稿されたコメントへの対応について

当アカウントに投稿されたコメントについては、必要が認められる場合には返信するものとし、すべてのコメントには返信を行いません。当課を含む横浜市への意見・提案については「市民からの提案 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/kochosodan/kocho/teian/>)」において受け付けます。

### (2) コメントの非表示・削除について

当ページは横浜市政策局広報戦略・プロモーション課が管理しています。当ページの運用にあたって、発信情報に関係ないコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、非表示又は削除を行う場合があります。

ア 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがあるもの

イ 公序良俗に反するもの

ウ 政治、宗教活動を目的とするもの

エ 犯罪行為を助長するもの

オ 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

カ 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの

キ 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの

ク 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの

ケ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

コ 他のユーザー、第三者になりすますもの

サ 虚偽又は著しく事実と異なるもの及び単なる風評や風評を助長させるもの

シ 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント

ス 有害なプログラム等

セ わいせつな表現等を含むもの

ソ 本課が発信する内容の一部又は全部を改変するもの

タ Facebook の利用規約に反すると思われるもの

チ その他、横浜市が不適切と認める情報及びこれらの内容を含むリンク等

### (3) アカウントのブロックについて

上記2(2)に該当するコメントを投稿したユーザーまたは Facebook の利用規約に反し虚偽の個人情報を提供したり、許可を得ることなく他人のアカウントを使用していると判断したユーザーは、アカウントをブロックする場合があります。

## 3 知的財産権

- (1) 当ページで発信された情報について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、横浜市に無断で転載等を行うことはできません。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示してください。
- (2) 利用者が投稿したコメント等にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは横浜市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、横浜市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

## 4 免責事項

- (1) 当ページで発信する情報の正確性には万全を期しておりますが、当ページで発信された情報を用いて、利用者が行う一切の行為について、横浜市は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 当ページで発信された情報に起因して生じた、利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害について、横浜市は一切責任を負いません。
- (3) 利用者により投稿された当ページに対するコメント等について、横浜市は一切責任を負いません。
- (4) その他、当ページに関連して生じた、いかなる損害についても横浜市は一切責任を負いません。

## 5 個人情報

当ページでの個人情報の収集・利用・管理について、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、次のとおり適切に取り扱うとともに、皆さまに安心して利用していただけるページづくりに努めてまいります。

- (1) 個人情報とは、当ページの利用を通じて収集された、個人を識別できる情報をいいます。
- (2) 当ページを通じて個人情報を収集する際は、ユーザーの意志による情報の提供を原則とします。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示します。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行います。
- (3) 収集した個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用します。個人情報は、本人の同意がある場合など横浜市個人情報の保護に関する条例で定める一定の場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはありません。
- (4) 収集した個人情報については厳重に管理し、万が一、漏えい、不正流用等が発生した場合又は発生する恐れがあると判断した場合は、速やかに対応します。

## 6 運用ポリシーの変更

当ページの運用ポリシーについては、事前に予告なく変更する場合があります。

## 7 ページの公開終了について

当ページについては、事前に予告なく公開の終了又は閉鎖する場合があります。